

瀬戸市水道事業告示第1号

平成19年瀬戸市水道事業告示第1号（瀬戸市水道事業に係る徴収又は
収納事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、告示の日から
施行する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
瀬戸市水道事業の業務 に係る公金の徴収事務	株式会社ファノバ中 部支店	瀬戸市水道事業の業務 に係る公金の徴収事務	株式会社タカダ中部 営業所
<省略>		<省略>	